

(1) 振込用紙送付について

選考結果によって、送付日程等が異なりますので下表をご確認ください。

採用の場合は、分納者には、支援区分に基づく授業料の減免を行った振込用紙の送付と返金を行います。完納者には2回に分けて返金を行います。

不採用の場合は、通常学費の振込用紙を送付いたします。

【振込用紙の送付時期及び各期納入期限】

	採用		不採用	
	送付日(予定)	納入期限日	送付日(予定)	納入期限日
完納 分納1期	【1年次】 WEB手続きのため 送付なし	入学手続期間	【1年次】 WEB手続きのため 送付なし	入学手続期間
	【2～4年次】 令和7年3月27日 (2種類：完納・分納1期)	令和7年4月18日	【2～4年次】 令和7年3月27日 (2種類：完納・分納1期)	令和7年4月18日
分納2期	令和7年6月20日 (1種類：分納2期)	令和7年7月18日	令和7年6月20日 (3種類：分納2・3・4期)	令和7年7月18日
分納3期	令和7年10月20日 適格認定(家計)判定 結果に基づく振込用紙 (2種類：分納3・4期)	令和7年11月4日		令和7年9月19日
分納4期		令和7年11月20日		令和7年11月20日

(2) ご返金について

①分納をご選択された場合

支援区分に基づく入学金(2025年度入学者1年次のみ)減免額及び分納1期分授業料減免額は、7月にご返金いたします。

②完納をご選択された場合

支援区分に基づく入学金(2025年度入学者1年次のみ)減免額及び分納1・2期分授業料減免額は、7月にご返金いたします。

分納3・4期分授業料減免額については、適格認定(家計)の判定結果に従って11月にご返金いたします。

(3) 次年度以降の学費振込用紙の送付について

次年度以降の学費振込用紙は、本制度の支援対象者の方々におかれましては、「分納」にてご案内いたします。

本制度は、適格認定が年に2回行われます。

3月の適格認定(学業成績等)では、大学にて学業成績や学修意欲等に基づき次年度の継続可否を判定します。

10月の適格認定(家計)では、日本学生支援機構(JASSO)にて生計維持者と奨学生本人の経済状況に基づき支援区分の見直しが行われます。

適格認定の判定結果によっては、授業料の減免額もそれに応じて変更が生じる可能性があります。

そのため、学費振込用紙は、適格認定判定後のご案内となります。

【取扱窓口】

高等教育の修学支援新制度に関する手続について：学生生活課(神田・生田)

授業料の納付について：経理課(神田・生田)